

セカンドオピニオン

2023年3月1日

株式会社名古屋銀行 グリーン預金フレームワーク

ESG 評価本部

担当アナリスト:石井 雅之

格付投資情報センター (R&I) は、名古屋銀行が策定したグリーン預金フレームワークが資本市場協会 (ICMA) の「グリーンボンド原則 (2021)」の趣旨に準じるものであることを確認した。オピニオンは下記の見解に基づいている。

■オピニオン概要

(1)調達資金の使途

調達資金は太陽光発電・風力発電・小規模水力発電事業向け設備投融資に充当する。グリーンボンド原則で例示される事業区分のうち、「再生可能エネルギー」のカテゴリーに該当し、CO2 排出量削減という環境改善効果が見込まれる。資金使途は妥当である。

(2)プロジェクトの評価と選定のプロセス

対象プロジェクトの環境面での目標は気候変動の緩和である。適格規準は名古屋銀行のサステナビリティに関する基本方針に沿い、確実な環境改善効果が見込めるように設定されている。適格プロジェクトの選定にあたっては、事業支援部が投融資審査を実施の上、営業企画部が適格性を確認し選定する。対象となる投融資案件について、必要に応じて社内所管部署において投融資対象設備が法令や条例を遵守しているかを書面等にて確認し、環境・社会リスクの恐れが重大と判断される案件は原則として見送る。評価・選定のプロセスは明確かつ合理的である。

(3)調達資金の管理

グリーン預金として預け入れられた資金は、名古屋銀行の営業企画部が社内ファイルシステムで管理する。未充当資金は現金または現金同等物で運用される。証憑となる文書は内部手続きに基づき管理する。 資金管理は適切である。

(4)レポーティング

グリーン預金の残高が存在する間、資金充当状況を半年に一度、環境改善効果を年に一度、名古屋銀行のウェブサイトで開示する。環境改善効果は「環境面での目標」に整合した定量的な指標で示される。レポーティングの内容は適切である。

■オピニオンの位置付け

グリーンボンド原則は預金商品を想定して策定されたものではないため、本グリーン預金フレームワークに関して原則への適合性を評価することはできない。一方、預金の受け入れがグリーンボンドの発行による資金調達に相当するという整理のもとで、本グリーン預金フレームワークがグリーンボンド原則の各要素「調達資金の使途」「プロジェクトの評価と選定のプロセス」「調達資金の管理」「レポーティング」の求める特徴を持つことを確認できた。したがって R&I はグリーン預金フレームワークがグリーンボンド原則の趣旨に準じるものであると判断した。



名古屋銀行「グリーン預金」の概要

- ・ 名古屋銀行は1949年創業、名古屋市中区に本店を構え、愛知県を中心に展開する地域銀行。社是「地域社会の繁栄に奉仕する」に基づき2018年に「めいぎんSDGs宣言」を制定し、金融事業を通じた持続的な地域経済の発展への貢献を目指している。
- ・ 2021年には「サステナビリティに関する基本方針」を制定するとともに、頭取を委員長とした「サステナビリティ委員会」を設置した。

■サステナビリティに関する基本方針

1.目的

当行グループは、環境・社会的課題の解決に向けた基本的な考え方を明文化し、地域社会を支える金融機関として課題解決に向け真摯に取り組むことで、持続可能な社会の実現に貢献するとともに持続的な企業価値の向上を目指します。

2.位置付け

当行グループの「サステナビリティに関する基本方針」は、社是の体現を通じて持続可能な社会の実現に貢献することであるとの認識に立ち、経営戦略立案における基本的な考え方とします。

3.環境課題に対する基本的な考え方

気候変動に代表される環境課題は、重要な経営課題であると同時に持続的な企業価値の向上に繋がる機会であると認識し、当行グループは環境負荷軽減や地域の環境保全・貢献活動に取り組みます。また、サステナビリティファイナンスの実践を通じて、脱炭素社会の実現に向けた環境課題の解決に資する投融資を積極的に支援していきます。

4.社会的課題に対する基本的な考え方

持続的な企業価値の向上を実現するために、当行グループは未来創造業を基本理念として、銀行の 既存のビジネスモデルに捉われない持続可能な収益機会の創出及びサービスの提供を行っていきます。 その実践には人材が最も重要であると考え、役職員一人ひとりが地域社会の一員として多様で魅力的 な働き方ができる人財育成及び社内環境整備を行っていきます。

5.管理推進体制

当行グループは、サステナビリティに関する対応状況について、頭取を委員長としたサステナビリティ委員会にて定期的に審議する機会を設け、その結果を取締役会に報告する体制を構築しています。

6.開示方針

当行グループは、SDGs 達成に向けた取組みや環境負荷軽減に向けた取組み等について適宜開示していきます。持続可能な社会の実現のため気候変動への対応強化は必要不可欠であり、TCFD 提言に基づいた気候関連リスク・機会の評価と財務への影響の開示を行っていきます。

[出所:名古屋銀行ウェブサイト]

・ 名古屋銀行は地域の顧客とともに SDGs 達成に向けて取り組むとことの一環として「グリーン預金」を設定した。

■預金概要

通貨円・米ドル募集対象個人および法人預入期間6ヶ月もしくは1年

適用利率 店頭表示金利



1. 調達資金の使途

(1)対象プロジェクト

・ 名古屋銀行はグリーン預金を通じて調達した資金を、以下の適格規準を充たすプロジェクト(適格プロジェクト)への新規および既存融資に充当する。調達資金の使途が既存融資の場合は、遡って3年以内に実行された貸出とする。資金使途はグリーンボンド原則で例示されている「再生可能エネルギー」のカテゴリーに該当する。

カテゴリー	適格規準	
再生可能エネルギー	太陽光発電・風力発電・小規模水力発電事業向け設備投融資(太陽光・風力・小	
7 エネルギーもみんなに モレてクリーンに	規模水力発電に要する土地の購入、太陽光パネル、パワーコンディショナー、発	
-6-	電モニター、蓄電池等の関連設備等の購入・設置、保守・管理にかかる投資を含	
718	む)	

(2)環境改善効果

・ 再生可能エネルギーによる発電事業向けの設備投融資を適格規準として設定したことにより、環境改善効果として、CO2排出量の削減が見込まれる。

(3)環境・社会に対するネガティブな効果とその評価、対応の考え方

・ プロジェクトの評価と選定のプロセスにおいて、ネガティブな影響に配慮し対応を確認している。 以上より資金使途は妥当である。

2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

(1)環境面での目標

・ 本グリーン預金の環境面での目標 (グリーン預金を通じて実現しようとする環境上のメリット) は「気候変動の緩和」である。

(2)プロジェクトの評価・選定の規準

・ 本グリーン預金フレームワークに定めた適格規準は名古屋銀行の「サステナビリティに関する基本方針」のうち「3.環境課題に対する基本的な考え方」で示した方針に沿い、確実な環境改善効果が見込めるように設定されている。

(3)プロジェクトの評価・選定のプロセス

・ 適格プロジェクトの選定にあたっては、事業支援部が投融資審査を実施の上、営業企画部が適格性を 確認し、選定する。



(4)環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセス

・ 名古屋銀行は対象となる投融資案件について、必要に応じて社内所管部署において投融資対象設備が 法令や条例を遵守しているかを書面等にて確認し、環境及び社会リスクの恐れが重大と判断される案 件には原則として見送る。

以上より評価・選定のプロセスは明確かつ合理的である。

3. 調達資金の管理

- ・ グリーン預金として預け入れられた資金は、名古屋銀行の営業企画部が社内ファイルシステムで管理 する。
- ・ 営業企画部は太陽光発電・風力発電・小規模水力発電事業向け融資残高を管理する法人営業部及び投資案件残高を管理する金融投資部を通して、年次でグリーン適格投融資残高の合計額を把握する。当該残高がグリーン預金の合計預入額を下回った場合、早期にグリーン適格投融資に充当するよう努めることとし、充当されるまでの間は現金または現金同等物で運用する。
- ・ 証憑となる文書は内部手続きに基づき管理する。

以上より資金管理は適切である。

4. レポーティング

(1)開示の概要

適格プロジェクトへの資金充当状況および環境改善効果については、以下のとおり開示される予定。

	開示事項	開示頻度	開示方法
資金充当状況	・充当したプロジェクトの内容・グリーン預金残高・投融資残高・未充当金額	グリーン預金の残 高が存在する間、 半年に一度	名古屋銀行のウェ ブサイトにて開示
環境改善効果	・COz排出削減(見込)量(t-COz)	グリーン預金の残 高が存在する間、 年に一度	名古屋銀行のウェ ブサイトにて開示

(2)環境改善効果に係る指標、算定方法等

- ・ グリーン預金の残高が存在する間、資金充当状況を半年に一度、環境改善効果を年に一度、名古 屋銀行のウェブサイトで開示する。
- ・ 環境改善効果は「2. プロジェクトの評価及び選定のプロセス」において定めたグリーン預金の「環 境面での目標」である「気候変動の緩和」に整合した定量的な指標で示される。

以上よりレポーティングの内容は適切である。

以 上



セカンドオピニオン商品は、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務(信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務)です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全および社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対する R&I の意見です。R&I はセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄(債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます)について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の方での適切性について述べるものでもありません。R&I はセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&I がその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&I は、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&I は、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&I は、R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用(損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします)について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何や R&I の帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益(特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます)は、R&I に帰属します。R&I の事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用(複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます)し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&I は 2016 年に R&I グリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017 年から ICMA (国際資本市場協会) に事務局を置くグリーンボンド原則/ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018 年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者 (外部レビュー部門) に登録しています。

R&I の評価方法、評価実績等については R&I のウェブサイト (https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html) に記載しています。

R&I と資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。